

再生資源等を活用した自動車に対する 再資源化等預託金の割引

平成 29 年 1 月 26 日
資金管理センター

【事業概要】

《概要》

一定の基準を超えて再生資源等の活用がなされている自動車を新たに購入した場合、その再資源化等預託金の一部について割引を行うとともに、その重要性の周知を図る。

なお、本取組みについては、平成 27 年度の合同会議での提言を受けて、有識者や自動車製造業者等、解体事業者、破碎事業者等からなる「自動車リサイクルに係る 3R の推進・質の向上に向けた検討会」(以下、「3R 検討会」とする。)において議論を実施し、再生資源等を多く使用した自動車に経済的なインセンティブを付与する取組を実施すべきという検討結果が取りまとめられ、平成 28 年度の合同会議においてその方向性が了承されたものである。

《特預金出えん等概算額》

102 億円 / 10 年

《具体的な施策》

再資源化等預託金の割引を実施するにあたっては、資金管理センターにおいて以下の実務を実施することになる。

- 特預金を原資として再資源化等預託金の一部を負担する割引実務
 - 割引を実施するために対応が必要となる資金移動事務や還付に係る振込み事務等
- 割引実務に関連する運営事務
 - 対象車種審査事務
 - ユーザーや関連事業者への周知

《中期スケジュール》

有識者、自動車製造業者等、ユーザー代表、再生プラスチックメーカー、JARC 等により構成される作業部会において、再生資源等利用車の割引制度の設計に関する具体的な検討が行われているところであるが、本検討結果についての合同会議での議論等を受け、当該割引制度の実施に必要な実務を実施する。

【平成 29 年度実施計画】

《平成 29 年度実施施策》

作業部会での検討結果を踏まえた合同会議での議論等を受け、本割引制度の実施に必要な実務を実施する。現時点において、平成 29 年度に実施することを想定している実務は下記のとおり。

- ① 対象車種審査事務
対象車種の審査についてのスキームを構築(スコープ・体制・役割分担等の整理等)したのち、制度開始に向けた審査事務を実施
- ② ユーザーや関連事業者等への周知
制度開始に向け、ユーザーや関連事業者への周知方法の検討及び周知活動を実施

《平成 29 年度特預金出えん等見込み額》

平成 29 年度中に本割引制度の実施に必要な実務に係る費用について、作業部会の検討結果を踏まえた合同会議での議論等を受け、期中に開催予定の資金管理業務諮問委員会にて審議する。

以上